

## 第9回軽米町議会臨時会

令和 2年 5月 14日 (木)

午前 10時 02分 開 議

### 議 事 日 程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて          |
| 日程第 4 | 議案第 2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 3号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて      |
| 日程第 6 | 議案第 4号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第 7 | 議案第 5号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 8 | 議案第 6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第2号)                          |
| 日程第 9 | 議案第 7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)                    |

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 税務会計課 総括課長兼 収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	局長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第9回軽米町議会臨時議会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案7件の提出がありました。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

5月13日午前10時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案7件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において6番、館坂久人君、7番、大村税君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

---

◎議案第1号から議案第7号までの一括上程、説明、委員会付託

- 議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第9、議案第7号 令和2年度

軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてと議案第2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての2件について、税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

つきましては、同条第3項の規定によりまして、議会のご承認をお願いするものでございます。

全般的な変更点といたしまして、元号の改正、平成から令和に改められたことに伴い、条例の整備を講ずるものでございます。

説明につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。町民税関係につきましてご説明を申し上げます。今回の町民税に係る税制改正では、未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡夫控除の見直しを行おうとするものです。1ページを御覧ください。第27条第2項では、「寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改正しようとするものでございます。これは、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無、男性のひとり親と女性のひとり親の不公平を解消するための措置を講ずるものでございます。

次に、固定資産税関係についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。固定資産税に係る税制改正では、所有者不明土地等の現所有者に対して、氏名、住所を申告させることができること。調査を尽くしても、その所有者の所在が不明な場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者と見なして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることを第54条の第4項、第5項において整備、拡充するものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。第71条の4では、登記簿上の所有者が死亡し、相続がされるまでの間における現在の所有者に対して、住所、氏名など必要な事項を申告されることのできるよう所要の整備を講ずるものでございます。

次に、国民健康保険税関係につきましてご説明申し上げます。今回の税制改正で

は、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行おうとするものでございます。第127条国民健康保険税の課税の関係でございますが、第2項において、基礎課税額を「61万円」から「63万円」に改正しようとするものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。第148条、国民健康保険税の減額の関係ですが、第1項第2号において、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に引き上げようとするものでございます。また、第3号において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得につきまして、被保険者の数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げようとするものでございます。

そのほか最初にもお話しいたしましたが、元号が平成から令和に改められたことに伴い、所定の整備をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。

これも地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。つきましては、同条第3項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものでございます。

説明は、新旧対照表でご説明申し上げます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うものでございます。第9条第2項、第13条第1項第2号及び同条第2項並びに同条第2項について引用する条項を整備しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第3号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてと議案第6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の2件について、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第3号と議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたことについて、同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

内容でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る国の補正予算が本年4月30日に成立したことを受け、同日付で同経済対策のうち速やかな給付が求められる特別定額給付金給付事業に係る予算を専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億589万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,089万4,000円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第2号）であります。内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のうち、国や県との連携による事業支援、町独自の事業支援に係る経費等を計上しており、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,804万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,894万円とするものでございます。

議案第6号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第4号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の3件について、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第4号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第4号及び議案第5号は、2議案とも、本年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾といたしまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、所要の改正をするものでございます。

内容でございますが、議案第4号につきましては、岩手県後期高齢者医療広域連合におきまして、傷病手当金の創設を決定し、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したことに伴いまして、構成する岩手県内各市町村においても、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するよう通知があったことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、国民健康保険の被保険者である方のうち、給与等の支払いを受けている被用者が令和2年1月1日から9月30日までの間で新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するもので、軽米町国民健康保険条例の附則を改正し、当該規定を設けようとするものでございます。

次に、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、傷病手当金の創設に伴い、令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。内容でございますが、歳入歳出にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億6,150万円とするものでございます。

以上、議案第4号、議案第5号及び議案第7号についての提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案7件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際、総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案7件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案7件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会終了まで休憩します。

午前10時22分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第1号から議案第7号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第9、議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括して議題とします。

議案第1号から議案第7号までの7件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、館坂久人君。

〔特別委員長 館坂久人君登壇〕

○特別委員長（館坂久人君） 当委員会に付託されました議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの7件でありました。

当委員会は、先ほど3階会議室にて終始活発な議論がなされ、特にもプレミアム付商品券20%のプレミア率、それからマイナポータルの件とか、それから軽米町のマスク配布の件、1世帯10枚、そのほかあと子育て支援について、また町民に周知の方法等、様々な意見等が出され、活発な議論がなされました。

結果についてご報告申し上げます。全員一致で可と決したことを報告いたします。以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)までの委員長の報告は可とするものです。

お諮りします。議案第1号から議案第7号までの7件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の7件は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第9回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）